

(2) 地域指定の状況

(平成30年10月1日現在)

市町村名	区分	都市計画区域	過疎地域	辺地	振興山村	半島振興対策地域	農産物産地地域	近畿圏都市圏	整備近郊区域	豪雪地帯	積雪特別地域※	公定防止計画地域	総合保養地域	都市方拠地点	特定農山村	
																近郊区域
京都市	△	△	△	△					△		△	○			△	
福知山市	△	△	△	△			○	△		△	△			△	○	△
舞鶴市	△		△	△			○	△		○	○			○	○	○
綾部市	△		△	△			○	△		○	○				○	○
宇治市	△		△						△			○				
宮津市	○	○	△	△			○	△		○	○			○	○	○
亀岡市	△		△							○						△
城陽市	○								△							
向日市	○								○			○				
長岡京市	○								△			○				
八幡市	○								○							
京田辺市	○								○							
京丹波市	△	○	△	△	○	○				○	○			○		△
南丹市	△	○	△	△					△	△	△					△
木津川市	△								○							
乙訓郡 大山崎町	○								△			○				
久世郡 久御山町	○								○							
綴喜郡 井手町	△								○							
綴喜郡 宇治田原町	△		△	△			○									○
相楽郡 笠置町		○					○									○
相楽郡 和束町		○	△	△			○									○
相楽郡 精華町	○								○							△
相楽郡 南山城村		○	△	○			○									△
船井郡 京丹波町	△	○	△	△			○				△					△
与謝郡 伊根町		○	△				○			○	○			○		○
与謝郡 与謝野町	△		△	△	○	○				○	○			○		△

○市町村の全域が指定 △市町村内の一部地域が指定
 ※京都府内においては積雪特別地域の指定のみで、寒冷特別地域の指定はない。

